○東北地方整備局告示第二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年二月二十七日

東北地方整備局長　津田　修一

第１　起業者の名称　秋田県

第２　事業の種類　一般国道107号改築工事（大沢バイパス・秋田県横手市雄物川町大沢字薮沢目地内から同市雄物川町大沢字新道地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　秋田県横手市雄物川町大沢字薮沢目、字根羽子沢、字清水出、字櫃割、字堂ノ下、字大沢、字上前、字天王前、字境田及び字新道地内

２　使用の部分　秋田県横手市雄物川町大沢字根羽子沢、字清水出、字櫃割、字堂ノ下、字大沢、字上前、字天王前及び字新道地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

**１　法第20条第１号の要件への適合性**

申請に係る事業は、秋田県横手市雄物川町大沢字薮沢目地内から同市雄物川町大沢字新道地内までの延長1,700ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道107号改築工事（大沢バイパス）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道107号改築工事（大沢バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

**２　法第20条第２号の要件への適合性**

起業者である秋田県は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間（以下「指定区間外」という。）であり、指定区間外の一般国道を都道府県

が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、起業者である秋田県は、本件事業について、国土交通大臣の認可を受けたと見なすことができる、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の規定による交付決定を受けていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

## ３　法第20条第３号の要件への適合性

### ⑴　得られる公共の利益

一般国道107号（以下「本路線」という。）は、岩手県大船渡市を起点とし、北上市、秋田県横手市を経由し、由利本荘市に至る総延長約193㎞の主要幹線道路である。

本路線は、横手市の東部地域、中心部及び西部地域を通過し、由利本荘市へ至る路線であり、地域住民の通勤、買い物等の日常生活に広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車線幅員を満たさない区間が多数存在するほか、最小曲線半径を満たさない急カーブ区間が存在するなど、幹線道路としての機能が十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

### ⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年３月に、任意で大気質及び騒音等の影響調査、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、準絶滅危惧として掲載されているミクリその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらの種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。

なお、本件事業の施工区域内の土地周辺には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどを主な目的とし、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、現道拡幅案、申請案より北側を通過する案、申請案より南側を通過する案の４案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、用地取得面積が中位であるものの、施工の際に工事用道路が不要なことなどから施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどの必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、横手市長を含む秋田県内の本路線沿線の自治体の長等からなる国道107号整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　秋田県横手市役所